

# 平成 2 1 年度第 4 回

## 宮城県行政評価委員会公共事業評価部会

日 時：平成 2 1 年 8 月 1 0 日（月曜日）

午後 1 時 3 0 分から午後 3 時 4 0 分まで

場 所：宮城行政庁舎 4 階 特別会議室

平成21年度第4回 宮城県行政評価委員会公共事業評価部会 議事録

日時：平成21年8月10日（月）午後1時30分から3時40分まで

場所：宮城県行政庁舎4階 特別会議室

出席委員：林山 泰久 委員 橋本 潤子 委員 伊藤 恵子 委員  
風間 聡 委員 河野 達仁 委員 富樫 千之 委員  
宮原 育子 委員 両角 和夫 委員

欠席委員：小野寺敏一 委員 山本 信次 委員

司 会 それでは、定刻となりましたので、ただいまから平成21年度第4回宮城県行政評価委員会公共事業評価部会を開催いたします。

本日は林山部会長を初め8名の委員にご出席をいただいております。行政評価委員会条例第4条第2項の規定による定足数を満たしておりますので、会議は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

なお、小野寺委員、山本委員におかれましては所用のため欠席する旨の連絡をいただいております。

会議に入ります前に資料の確認をさせていただきます。

次第、出席者名簿、資料1、資料2、資料3、資料4をお配りしております。また、委員の皆様には評価調書のご持参をお願いしておりますが、お手元にない場合は事務局へお申しつけください。よろしいでしょうか。

では、これより議事に入りますが、ご発言の際には机の正面にございますマイクのスイッチをオンにして、マイクのランプが点灯したことを確認してからお話し願います。また、発言が終わりましたら、スイッチをオフをお願いいたします。

それでは、林山部会長、議事の進行についてよろしく願います。

林山部会長 本日は、お足元の悪い中、お集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

それでは、さっそく議事に入りたいと思います。

まず、議事録署名委員を指名させていただきたいと思いますが、名簿順で宮原委員と両角委員のお二人をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

ありがとうございます。それでは、両委員よろしく願います。

次に、会議の公開ですが、当会議は公開といたします。

傍聴に際しましては、本会場に表示しております宮城県行政評価委員会傍聴要領に従うようお願い申し上げます。また、写真撮影、録画等につきましては、事務局職員の指示に従い、会議の妨げにならないようお願い申し上げます。

本日の議事ですが、議事次第に戻っていただきまして、大きく三つございます。個別事業の審議、前回部会議事録の報告、現地調査についてという3点でございます。まず（1）の個別事業の審議につきましては、本日の河川海岸事業の審議で一通り概略審議が終了することとなります。（2）の報告につきましては、前

回ペンディングになっておりました松崎道路改良事業，大沢川火山砂防事業におきまして追加説明をお願いしておりましたので，そのご説明をお願いしたいと思います。（３）現地調査につきましては，以前に長期スケジュールでお示したと思いますが，８月31日を予定しております。その進め方等について事務局から説明をいただく予定になっております。

それでは，議事（１）平成21年度公共事業再評価対象事業の審議についてに入りたいと思います。

審議の進め方ですが，ここにありますように，事業番号６から11，６事業がございます。予定としては説明５分，質疑応答10分ですから１事業当たり15分程度を目安として進めていきたいと思います。

本日，この６事業を審議するわけですが，未回答事項がなく委員の了解が得られた事業につきましては，部会意見としてまとめていただきたいと思いますので，ご協力をお願いいたします。

この総合的な意見，全体の意見は，10月に開催予定の答申をまとめる部会で最終決定するという段取りになっておりますので，皆様のご協力をお願いしたいと思います。

それでは，特に河川事業につきましては，本部会の委員である風間委員が専門家ということで事前にご指導いただいておりますので，確認を得ている資料であるということをお申し添えさせていただきます。

それでは，河川事業から順次，まず事業６からよろしくお願ひいたします。

河川課 河川課でございます。よろしくお願ひいたします。

個別河川のご説明の前に，まず河川事業の概況についてご説明させていただきます。

資料１，公共事業評価部会河川・海岸事業に係る残事業Ｂ／Ｃについてという資料がございますでしょうか。その１ページをお開きいただきたいと思ひます。

まず，河川整備に關します計画制度といたしましては，平成９年の河川法改正によりまして，治水，利水，環境の総合的な取り組みとして，水系または圏域ごとに策定を進めております。まず，上位のものとして，水系ごと，これは例えば北上川，阿武隈川等の水系ごとに河川整備の長期的な方向を示します河川整備基本方針というものがございます。それを受けまして，２番目でございますが，今後おおむね30年間におけます具体的，段階的な整備内容を示す河川整備計画を策定いたしております。この策定に当たりましては，学識者や地域住民，市町村長等から意見を聴取しながら，計画に反映しているところでございます。これらの計画に基づく各河川の改修事業を進めているところでございます。

大きな２項目目に河川事業の特性ということで記載させていただきました。河川事業の特性といたしましては，１点目が浸水被害頻度の改善など，効果を図るためには，一定規模区間の改修が必要であるということでございます。また，２点目でございますが，事業に伴いまして掘削や堤防整備，これはいわゆる河川改修事業でございますが，その他橋梁の架け替えなど，施設の改築を行うため，整備効果の発現に20年なり30年と長い時間を要するというのが河川事業の特性でございます。

次のページをお開きください。

こういう中にありまして、現在の河川事業の進め方でございますが、見える川づくり10カ年計画というもので河川事業区間の重点化を図ってございます。

1点目が、治水安全度向上に高い効果が期待できます建設中のダム事業に重点投資、2点目が、人口・資産が集積する大規模河川や都市部河川の重点整備、3点目が、水害常襲河川の安全度向上、4点目が、宮城県沖大規模地震津波高潮対策の推進、5点目が、県の富県戦略を支援する治水施設の整備ということでございます。赤書きで書いてございますところが本日ご審議いただく内容でございますほか、大規模地震津波対策の関係では、河川の防潮水門の遠隔化を進めているところでございます。

なお、一番下に記載してございますが、土木行政推進計画におきましては、河川名のみならず、重点整備する地区名も表示しておるところでございます。

3ページ目をお開きいただきたいと思います。

本日ご審議いただきます平成21年度の公共事業再評価対象事業の概要でございます。1点目、実施中の河川事業ということで、優先度の高い事業として重点的に実施しているものとしまして、白石川（荒川）工区、それから増田川（川内沢川）工区でございます。

大きな2点目、休止中の河川事業ということでございます。こちらに関して、一番下に米印で書かせていただいておりますが、これらの事業につきましては、国庫補助事業として実施しているものでございます。国庫補助事業として実施しているものにつきましては、休止中であっても、事業箇所位置づけられますことから、原則5年ごとの再評価対象となっているということでご審議をお願いするものでございます。

では、なぜこの休止しているのかということでございますが、この箱書きに記載してございます から がございます。1点目、河川事業全体の予算額の抑制に伴い休止している河川、本日の審議箇所では津谷川でございます。2点目、下流整備による流下能力増を待つ事業再開予定の河川、これが洞堀川でございます。3点目、他事業との調整のために時期を調整中の河川。4点目、用地が解決次第、再開予定の河川という状況のもと休止をしているわけでございますが、休止理由が解消次第、事業再開予定でございます。

以上が河川事業の概況でございますが、今後個別河川につきまして、順次ご説明をさせていただきたいと思います。

林山部会長 どうぞ引き続きお願いいたします。

河川課 河川課の砂川と申します。

ただいま資料1の1ページ目以降につきましては、各事業の残事業B/Cについての内容となっておりますので、こちらにつきましては、個別に各再評価の調書の方とあわせてご説明させていただきたいと思います。

では、引き続き個別事業についての説明に入らせていただきたいと思います。

それでは、再評価調書の方をご覧いただきたいと思います。

まず、事業番号6番、広域河川白石川（荒川）河川改修事業でございます。施工地は村田町。荒川につきましては、延長が約17km、流域面積が約40km<sup>2</sup>で、白石川に合流する河川となっております。

事業着手は昭和48年度からということで、たびたび洪水の被害を受けてきたということで、平成14年7月の台風6号におきましては越水破堤ということで、ただいま早期に下流の計画区間の改修を完了させるということで事業を進めているところでございます。

事業内容につきましては、着手時から変更なしとなっております。

事業費につきましては、現在の事業費20億円ということで、こちらにつきましては、前回の平成16年度の時点で変更といった内容となっております。ということで、平成16年度からの変更はございません。

次の2ページの方をご覧いただきたいと思っております。

事業費の増減につきましては、前回から変更なしということで、このような内容となっております。

次の事業期間につきましては、今回完成予定年度を土木行政推進計画の見直し、こちら平成20年度に改定されておりますけれども、そちらの方で10年間延長いたしまして、平成40年度としております。

この内容といたしましては、平成10年から平成16年まで休止したと。事業の重点化ということで休止しております、その関係から10年間、今回延期ということといたしております。事業停滞年数、こちら重点評価実施基準の指標1でありますけれども、こちら7年間の停滞ありということでイエローの該当となっております。内容は今お話ししたとおりとなっております。

続きまして、3ページの上をご覧いただきたいと思っております。

現在の事業進捗状況といたしまして、平成10年から平成16年まで休止しておりましたけれども、平成17年度から再開しております、現在岩淵堰の改築工事に着手しております。こちら、流下能力が狭い部分になっておりますことから、こちらの解消を早期に図る必要があるということで、今年度完成予定となっております。それが終わりましたら、来年度以降、堰の上下流部の河道掘削、それから中流部の岩淵堰周辺の改修を完了といった予定となっております。

それから、次の施設管理の予定、管理状況ということで、こちらの内容につきましては、今後これから出てまいります河川につきましても、同じような内容になってございますので、説明といたしましてはこの荒川のみとさせていただきたいと思っております。

県といたしましては、平成19年6月に河川維持管理計画を策定しております。その中では、河川の管理区間をA、B、C1、C2という区間に分けて、その内容に応じまして、パトロール、その他堆積土砂撤去等の維持管理を実施しております。その区分の目安といたしましては、まずA、こちらが洪水予報河川であったりとか水位情報周知河川といった、特に治水上影響が大きい区間といったもの。それから、Bといたしましては、中小河川。それから、C1区間につきましては中小河川の中でも治水上の影響がそれほど大きくないもの、それからC2区間につきましては、通常のパトロール等の必要性が低いということで、こちら山間部の方とか上流部とか、そういった区間となっております。そういったことで、荒川につきましては、C1区分の河川に該当ということで、この内容に基づいてパトロール、維持管理を行っております。

それから、下の方にまいりまして、事業の必要性ということで、社会経済情勢といったことで、平成14年7月の被害等によりまして、自主避難の勧告が発令さ

れたという状況となっております。そのほか、過去に昭和61年の甚大な被害等の発生といったものが情勢として挙げられております。そのような状況を踏まえまして、地元からの要望と改修の早期促進といったことで要望が出ている状況となっております。

次、4ページをご覧くださいと思います。

事業の有効性ということで、効果の発現状況について、現在改修を行っております荒川堰の前後といったところの改修ということで現在実施しております、平成22年度末におきましては、おおむね20分1の治水安全度を確保することができるという状況となっております。

それから、事業効果といたしましては、こちらの区間の完成ということで、流域の浸水被害の軽減といったことにつながってまいります。

それから、下の方の事業の効率性でございます。まず、代替案との比較検討ということで、こちらの荒川につきましては、現在の河道の断面拡幅ということで計画していることから、代替案というものは特になく考えております。

それから、コスト縮減でございます。こちらにつきましては、岩淵堰周辺の治水排水施設の統廃合ということでコスト縮減を図るといったことで、1カ所当たり5千万円程度ということで、今回3基ありました排水施設を2基に統廃合したという状況となっております。それから、あとは掘削土関係の築堤材への流用ということでコスト縮減を図ることといたしております。

続きまして、5ページをご覧ください。

こちら費用対効果ということで、こちらの方は全体の費用対効果の内容となっております。表の真ん中が前回平成16年時のB/C、それから右側が今回のB/Cとなっております。前回算出したしましたB/Cが3.631、今回算出したしましたのが2.657となっております。こちらの内容の違いにつきましては、まず被害額の算定に当たりましての基礎となります単価等の経年による変化によるもの、それから浸水区域等を、浸水想定区域図等が現在策定が終わりまして、そちらに基づいて見直した結果、このような違いとなっております。

続きまして、6ページでございます。

こちら環境への影響と対策ということで、対策といたしましては、在来種の植物、魚類に配慮した低水路を設け滞りをつくりまして、常時水深の確保といったもの、それから水際の方になりますけれども、木柵等の配置ということで、緑の保全に配慮するといった内容となっております。

それから、続きまして7ページの方にまいります。

こちら、前回平成16年度の答申評価結果といった内容でございます。まず、意見といたしましてはございませんでした。それで、2番、今後の事業実施に関する意見ということで、こちらにつきましては、荒川ということだけではなくて、河川事業全体に対しての意見といった内容となっております。内容といたしましては、開発区域における治水対策については、河川のほか道路、都市計画を含めた総合的な検討が望まれる。治水対策に当たっては、事前の警告や洪水ハザードマップによる情報提供などソフト対策も積極的に展開することといった内容となっております。

こちらに對しましての対応方針ということで、2番の方でございます。県の防災調整池設置指導要綱等に基づきまして、流域内の流出抑制措置を講じること。

それから、水害ソフト対策といたしまして検討を進めていくといったことで対応方針を出しておりました。現在の対応状況でございますけれども、現在も防災調整池設置指導要綱に基づく流出措置についての確認指導を行っているとともに、ソフト対策といたしまして、ハザードマップの作成を実施してきておまして、今年度中に県内の各市町村ですべて作成済みの予定となっております。

調書につきましては、以上の内容となっております。

それで、先ほどお話しいたしました残事業B/Cについてのご説明をさせていただきたいと思っております。残事業B/Cにつきましては、資料1の1ページでございます。

内容といたしまして、まず費用といたしましては平成22年以降の残事業費です。これは、平成40年の完成時までの建設費と平成40年完成後、50年間までの維持管理費といった内容となっております。

それから、便益といたしましては、平成40年完成後、50年までの便益といったことで、通常のコスト便益の考え方となっております。

前後しまして申し訳ないのですが、調書の5ページの方をご覧くださいと思います。こちらの方にB/Cの算出について、下の方に簡単に取りまとめさせていただきます。こちらの2番、事業の効果ということで、河川の場合の事業の効果といたしまして、こちらは改修によって軽減される被害額を算出しまして、効果としてございます。その内容といたしましては、一般資産、こちら家屋、家庭用品、事業所の資産等、それから公共土木、河川、道路、橋梁、鉄道、電力の施設等、それから農作物、田畑別の生産量といったことで、それぞれの内容につきまして、浸水エリア内のそれぞれの資産の被害額といったものを算出させていただきます。

総便益といたしまして、下の方に書いてございますけれども、出し方といたしましては、それぞれの確率年ごとに算出いたしまして、それを合計しまして、年平均の被害軽減額といったこととしてございます。こちらを、先ほど申しました年度でそれぞれ計算いたしまして算出させていただきます。

資料1の1ページの方にお戻りいただきたいのですが、こちらの方、今回残事業ということで、まず残事業費が5億9千8百万円、それから便益につきましては82億2百万円といったことで、残事業のB/Cといたしまして13.716という結果となっております。

こちらの残事業の便益でございますけれども、先ほどの全体のBと同額となっております。河川事業につきましては、下流の方から堤防ということで築造していきますけれども、河川の被害といったものについては、上流から流下する水が溢れまして、それで流域内に浸水するといった状況ということ踏まえまして、一連区間の堤防が完成しないという事業途中の段階では、浸水被害については全体と同じというふうに今回算定してございます。ということで、現時点で堤防がまだ完成していないということで、残事業の便益Bが全体の便益と同じといった内容となっております。

説明につきましては以上でございます。

林山部会長 はい、ありがとうございました。

冒頭申し上げたのですが、1件、説明5分と申し上げているのですが、一通り

説明するのではなくて、議論のポイントとなるところ、メリハリをつけて説明していただけないか。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見等ございましたら、承りたいと思います。はい、どうぞ。

橋本副部長 すみません、一つ教えていただきたいのですが。4ページに治水安全度というのがあるのですが、その算定方法と、それから県としての目標値というのでしょうか、ありましたら教えていただきたいと思います。

河川課 まず、治水安全度につきましては、それぞれ河川ごとに雨の状況であったりとか、そういったことで決定しております。治水安全度20分の1といった場合につきましては、20年に1回程度降る雨といったものを想定して、それで事業の規模といったものを決めてございます。

林山部会長 よろしいですか。  
(「はい」の声あり)  
他いかがでしょうか。はい、どうぞ。

宮原委員 5ページの表の下に、前回再評価時との違いの要因で、氾濫区域内の資産減少によるものとありますが、具体的にはどういったことを指しているか教えていただけますか。

河川課 資料の15ページの方をご覧いただきたいと思います。  
こちらの方が算定の内容となっておりまして、例えばこちらの表でいきますと、右側の上から三つ目の表でございますけれども、こちらが資産額といったものを算定しておりまして、想定されます氾濫区域内にある資産数、こちら計算等が出てきますけれども、例えば家屋資産ということで159戸ほどございます。これにマニュアルでありますとか、そういった資料の単価を掛けまして、それで資産額といったものを計算してございます。その単価につきましては、県の統計年鑑であったりとか、そういったものに記載されている数字を使っております、そちらが経年変化によりまして、今回の場合ですと減額になっているといった状況でございます。

宮原委員 わかりました。ありがとうございます。

林山部会長 他いかがでしょうか、はい。

河野委員 今回の質問のところですが、氾濫区域内の資産減少があると便益は下がるわけですよ。なので、今回これを見ると、再々評価時から2倍ぐらいの総便益、現在価値換算はしていないもので2倍ほどになっているので、先ほどの説明も単価が上がったということと、あと浸水地が大きくなったということでご説明いただいたのですが、そのことをむしろ書くべきなので、ここには。大きくなった理由として。なので、この資産減少によるものも、もちろん書いてもいいですけど



も、先ほどの理由もきちんと書いた方がいいと思います。

それからもう一つだけ、よろしいですか。

林山部会長     どうぞ。

河野委員     この残事業B/Cが13.7ということで、これを進めることについては何の異議もないのですが、平成40年度完成ということで、完成するのがかなり先なのですね。この13.7の便益を見ると、もう少しは早く完成させるということは可能なのでしょうか。

河川課     宮城県の場合、ちょっと予算が厳しいということで、先ほどご説明を冒頭にいたしましたけれども、県内の各河川につきまして優先順位等をつけて、土木行政推進計画等で実施してございます。そういうことで、お金があれば、毎年の事業費も増額してということで早く進められるのですけれども、そういった状況になっているということで、その辺も考慮いたしまして平成40年といった計画といたしております。

林山部会長     よろしいですか。

他いかがでしょうか。はい、お願いいたします。

富樫委員     関連するのですが、冒頭に河川整備計画があって、1級河川等においては地域住民等の意見を聞くということでしたけれども、平成14年のころから、河川整備計画策定に関わる意見交換会というのが宮城県全体で開かれたと思うのですが、これはこの土木行政推進計画の見直しの中に反映されていると理解してよろしいでしょうか。

河川課     まず、河川整備計画の方なのですが、これは河川事業を行うために広く住民等の意見を聞きながら、整備の内容を決めていくというところが、この河川整備計画ということになります。

一方、土木行政推進計画は、県の予算のキャップという中で、今後10年間にどれだけのものが投資できるかというものを定めつつ、その中でどのような事業展開をするかという形になります。当然整備計画で位置付けられた各事業をやりますというお話になりますけれども、最終的には土木行政推進計画の中で予算上の制約がございまして、そこの中で改めて優先順位というものを設定しながら、事業展開をしていくということでございます。

ちなみに、予算額的には平成5年ぐらいがここ十数年のピークなのですが、河川事業で約200億円ぐらい実施してございました。ところが、今年度当初予算ですと32億円ぐらいですので、約6分の1に減少しているという状況で、我々担当課としては、できるだけ早く整備していきたいということなのですが、そういう予算上の制約もあるということで、その中で優先度を決めながら事業を実施しています。

富樫委員     すみません、関連しますけれども、この事業6だけではなくて、7、8、10も

それぞれ完成期間が延長しておりますけれども、主に予算が原因と。B / Cに関係なく、とりあえず予算が制約要因であると理解してよろしいのですか。

河川課 やはり基本的には今は予算上の制約要因が大きいです。

林山部会長 ということは、今のお話だと聴取された意見というのは、計画に反映されると解釈していいのですか。

河川課 整備計画におけますご意見というのは、整備の内容、どこまで進めるかというもの、それから河川整備に当たって、例えば環境面でこういう配慮をしてほしいとか、そういうものが河川整備計画の中に意見として提出されれば、その整備計画の中に盛り込んでいく、そういう形をとらせていただいております。

林山部会長 はい、他いかがでしょうか。はい、よろしく申し上げます。

両角委員 ちょっと一般論的になってしまって恐縮なのですが、最近非常に災害が多いですね。雨が多くなったり、気象条件が変わっていますね。そういうときに基準というのは見直ししたりする必要があるのでしょうか。この10年間ぐらい、相当気象条件が変わったり、様々な災害が増えていますね。さっき安全度という話もありましたけれども、一般論で結構なのですが、そういうことの必要性について、もしお考えがあれば教えて下さい。

河川課 まずは、やはり大規模な災害が起これば、そういう形で計画の見直しというものをした上で事業を実施するという形になります。ただ、現在は現計画でさえ事業が進んでいないという状況なので、まず現計画の範囲で事業を実施することが、第1点でございます。

もう一つは、途中で説明いたしましたが、施設整備というのがなかなか進まない中で、やはりソフト対策ということで、一つは情報の提供ということで、雨の状況、水位の状況、これを住民の皆さんに提供するような形で整備をした上で、インターネット、携帯電話でも皆さん方が各雨量の状況、水位の状況を把握できるようにいたしました。

それからもう1点は、ハザードマップの作成ということで、市町村が住民避難のための基本となるものでございますが、これにつきまして、今年度で策定が必要である30市町村につきまして完了予定ということで、施設整備が進んでいない部分は、今のソフト対策というものを補いながら、二つの両輪という形で今事業を進めております。

林山部会長 他よろしいでしょうか。

それでは、全体計画なり実施計画等のご質問がありましたが、付け加えておいていただきたいのが、この調書の5ページの前回再評価時との違いの要因を、これだけではちょっと不足であるということなので、これを付け加えていただくということを条件として、事業継続妥当と判断したいのですが、皆さん、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

はい、どうもありがとうございます。それでは、後でのご報告は必要ありませんが資料の修正をお願いします。

行政評価室 すみません、事務局の永澤です。先ほどの再評価時との違いの要因の追加の分ですけれども、再評価調書は既に公表しているという状況になってございます。今度10月に答申をいただいた後に、評価結果というのを作成します。基本的にこの再評価調書と同じ内容になります。表題が変わって、修正事項なり、ご意見いただいた箇所を修正して、最終的な評価結果を作成する予定でございます。そちらの方で修正するというところでよろしいでしょうか。

林山部会長 それは結構ですけれども。

行政評価室 はい。では、そのようにさせていただきます。

林山部会長 はい、ありがとうございました。

それでは、かなり時間が押していますので、事業番号7の方のご説明をお願いします。

河川課 続きまして、事業番号7番、広域河川増田川(川内沢川)河川改修事業でござ

います。  
まず、事業目的といたしまして、昭和61年の被害、それから平成6年の被害ということを受けまして、平成7年度から事業に着手してございます。

事業内容、それから事業費につきましては、お手元の資料のとおりとなっております。

続きまして、2ページをご覧いただきたいと思います。

こちらにつきましては、事業期間といたしまして、こちらも土木行政推進計画の見直しによりまして、事業完了年度を15年延長いたしまして平成40年度といたしております。

続きまして、3ページの方をご覧いただきたいと思います。

事業進捗状況ということで、一部誤記がございまして、一番上の当初事業期間が25年となっておりますが、こちら15年ということで、修正させていただきたいと思います。

現在川内沢川の下流部におきまして、放水路を新たにつくっております、こちらにつきましては、平成19年度から平成24年度までの6年間、国の緊急対策特定区間ということで位置付けておりまして、国土交通省の補助河川の中でも特に緊急を要する箇所ということで、短期間で効率的かつ効果的に整備を進めるといった位置付けをされてございます。ということで、現在宮城県の河川予算のうち、この川内沢川につきまして、かなりの重点投資といったことで進めてございます。

それから、維持管理につきましては、先ほどご説明したとおりでございます。

それから、事業の必要性といったことで、こちら平成6年、昭和61年の被害を受けてといったことで、地元から要望等を受けているといった状況でございます。

続きまして、4ページをご覧いただきたいと思います。

有効性ということで、事業効果といたしましては、現在の放水路が平成24年度に完了いたしますと、下流部の治水安全度が整備前の5分の1から30分の1に向上するといった状況でございます。

それから、下の方にまいりまして、代替案との比較ということで、当初の計画におきまして、遊水池、ダム、放水路等の組み合わせということで検討しました結果、上流にダムを設けまして、それから下流部に放水路、それからあとは現況の拡幅といった案が採用の案ということで採択されてございます。

それから、次のページ、5ページの方にまいりまして、費用対効果でございます。こちらにつきましても、先ほどと内容的には同じになってございまして、前回の再々評価時、平成16年におきましては1.255、これが今回1.129といった内容となっております。

それから、違いの要因ということで、こちらにつきましても、修正させていただきたいと思います。

それでは、資料1の方の残事業費についてご説明したいと思います。資料1の2ページをご覧いただきたいと思います。

こちらにつきましても、現在下流部の放水路の築造ということで行っておりますけれども、こちらが終わりませんと便益が出ないということで、残事業に係る便益につきましては、先ほどの全体の便益と同じ金額を計上いたしております。ということで、残事業に係るB/Cといたしまして4.642といった数値となっております。以上でございます。

林山部会長 はい、ありがとうございました。

先ほどの白石川と同じように、5ページの前回再評価時の違いの要因については修正をいただけるということですね。追加という意味で。

河川課 はい。

林山部会長 それを除きまして、ご意見等、ご質問がございましたら、よろしく願いいたします。

橋本副部会長 4ページのコスト縮減計画のところ、築堤を流用土とするということで3億5千万円のコスト削減と記載があるのですが、これは当初計画に対して、築堤の強度といったことに関連して全く問題はないのでしょうか。

河川課 その辺につきましては、施工の段階で確認しながらということになるのですけれども、現在確認いたしましたところ大丈夫だということで、この3億5千万円ほどのコスト縮減が図られると考えてございます。

林山部会長 強度は保たれるだろうということですね。

河川課 はい。

林山部会長 他にいかがでしょうか。

橋本副部会長 もう一つ質問なのですが、この5ページの下の方の丸の総便益というところの表なのですが、例えば先ほどの6の5ページによりますと、この確率年が20分の1までになっているのですが、こちらは50分の1までと表示があるのですが、ここの違いというのは何でしょうか。ちょっとこの表自体がよくわかっていないので、申し訳ありません。

河川課 治水安全度ということで、先ほどの河川につきましては30分の1ということ、全体計画上の治水安全度といたしております。こちらの川内沢川につきましては、重要性とか、そういったものを考慮いたしまして、50分の1、50年に1回の雨に対しても耐え得る河川ということで計画したものとさせていただきます。

林山部会長 重要度によって安全確率を変えて計画しているという意味ですね。

はい、他にいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この増田川につきましては、再評価時の違いの要因については修正を加えるということと、できればコスト縮減の部分について先ほどの副部会長から質問があったように、削減しても強度は保たれるのだという旨の事を入れていただいた方が良くと思います。

では、この増田川につきましても、事業継続妥当という判断をさせていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

はい、どうもありがとうございました。

では、続きまして、事業番号8の津谷川総合流域防災事業についてご説明をお願いいたします。

河川課 続きまして、事業番号8番、津谷川総合流域防災事業ということでございます。

事業内容につきましては、今回平成21年度ということで、若干内容を変えてございます。内容といたしましては、この津谷川につきましては、前回の評価が平成11年ということになってございます。それで、この平成11年度の時点におきましては、この津谷川の支川の外尾川が事業区間として入っておりましたけれども、現在外尾川が完成したということで、こちらを除きまして津谷川のみ事業内容ということになってございます。ということで、それぞれ延長等変更となってございます。それに伴いまして、事業費の方が当初49億6千万円に対しまして、今回23億円といった事業費に減額となってございます。

続きまして、2ページの方をご覧いただきたいと思っております。

こちらは事業期間でございます。津谷川につきましては、平成12年度から現在に至るまで休止いたしております。その関係上、事業完了年度を20年延長して、平成40年といった見直しを、土木行政推進計画において昨年度行ってございます。こちらにつきましては、事業停滞年数が10年ということで、重点評価実施基準指標1の方でイエローマークが付いてございます。停滞の内容といたしましては、やはり他河川の事業の重点化といったことで休止しているといった内容となっております。

それから、3ページの方をご覧いただきたいと思います。

今お話ししました内容でございまして、事業の進捗状況といたしましては、平成12年度以降の休止という状況でございますけれども、先ほどの川内沢川、それから長沼ダム等、平成24年度までの事業について先ほどの重点期間ということで重点投資いたしておりますので、それが完了した時点の平成25年度から事業再開予定ということで考えてございます。完了予定は平成40年度ということの予定となっております。

それから、事業の必要性ということで、社会情勢に関しましては、平成14年7月の台風6号による被害、それからさかのぼりまして、昭和61年の被害といったことで、こちらも地元から要望等を出されている状況となっております。

それでは、4ページをご覧いただきたいと思います。

こちらにつきましては、事業効果の発現ということで、津谷川につきましては、30分の1ということで予定しております。それに向けまして、大きな問題ということを特に抱えておりませんので、再開次第進捗を図っていくということで考えてございます。

それから、同じページの下のコスト縮減でございます。こちらにつきましては、護岸の基礎材ということで、こちらに限りませんが、再生材の使用といったことでのコスト縮減、それから先ほどと同様に、築堤材としての掘削土の使用といったことでのコスト縮減に努めていきたいと考えてございます。

それから、5ページ、費用対効果でございます。こちら、平成11年度の再評価時のB/Cといたしましては2.043という数字になっておりましたけれども、その内容が現在の算出方法と違っていたようで、現在、当時の算出の資料というのは手元にないのですけれども、そういったことで単純に比較はできない内容となっております。現在の算出におきましては1.566という数字となっております。

それから、残事業B/Cでございますけれども、資料1の3ページをご覧いただきたいと思います。こちらにつきましても、残事業に係る便益につきましては、先ほどの全体のBということで考えてございまして、B/Cといたしましては3.132という数字となっております。以上でございます。

林山部会長 はい、ありがとうございます。

ご意見、ご質問等よろしくお願ひいたします。

では、私から質問してよろしいですか。この最初の資料1の横紙の、公共事業再評価対象事業の概要というのがございますよね。今の事業審議を終えた白石川とか増田川というのは優先度が高いということで、皆さん事業継続というご判断をされた。今対象になっている8の津谷川というのはお金がないのでやめているという話ですよ、位置付けとしては。それで、私が非常に疑問に思うのは、この残事業B/Cを見ると、重要な白石川はあと6億円あれば完成するんですよ。残事業B/Cが13もあると。津谷川はあと12億円使って残事業B/Cが3.1と。これは別に金がなかったら後回しでもいいとすると、これを事業の優先度として、津谷川はもう置いておいて、白石川の方が重要度が高ければ、こちらに回すというアイデアというのはないのですか。

河川課 津谷川につきましては、現在休止中ということで、平成24年度までの川内沢川

等の重点投資が終わりましたら再開ということで考えておりました、荒川につきましては、現在の岩淵堰までの部分について、まず重点的に行おうといったことになっておりますので、現在の岩淵堰の関連の部分が終わりましたら、他の河川と同じような同列での比較といいますか、そんな形の中での事業進捗ということになっていくと思います。

河野委員 関連しますけれども、多分部会長の言いたいことはそうではなくて、このB/Cの結果などを参考にしながら、優先順位を変えていくことはできないかと。そういう検討は今までやっていないのだと思われるのですけれども、今後そういう可能性はないのでしょうか。もちろんB/Cの制度のことは考慮しなくてはいけないのですけれども、今みたいな優位な差があれば、これを参考にしながらやるという方法はやっぱりあると思うのですね。どうでしょうか。

河川課 土木行政推進計画につきましては、県内すべての河川を一つの土俵にということとちょっと違っていて、やはり県内の地域性というか、地域ごとの整備といった視点でとらえておりました、例えば今回の白石川（荒川）、こちらは仙南の方になりますけれども、それからあとは今回の津谷川は北の方ということで、そういった地域性といったことも考えまして、単純に全河川県内同列に並べてといったところでのB/Cなりで、そういった部分だけを評価の指標としていないということもございます。ちょっと歯切れの悪い言い方なのですけれども。

河川課 やはりこのB/Cというものは、事業をどれだけ効果的に使うとか、使えるかということで、それから効果の早期発現という視点から、やはりB/Cが高いということになれば、資産等が集積していて、なるべく早く治水安全度を上げる必要があるということで、優先度としては当然高くなると。各河川を並べたときにですね。

ただ、そのときに、すべての事業を終えるということではなくて、一つの荒川という改修事業の中で一番のネック箇所でありましたのが、この岩淵堰という堰でした。これに約5億円かかりました。このために、ほかの河川を休んでこの河川に集中投資してきました。その改築が今年度で終わり、事業としては最後までは終わっていませんが、主立ったところが終わったということで、ほかの河川がその間ずっと休んでおりましたので、その休んでいるところについて、一定程度治水安全度を上げる段取りもやはり一方でしなくてはいけないということから、そのB/Cを当然前提としつつ、やはり今説明しましたとおり、そういう地域としての治水安全度の県内のバランスというものを考慮しながら、少しずつでも上げられるというところの事業展開をしているところでございます。

林山部会長 はい、ありがとうございました。  
他にいかがでしょうか。

河野委員 資料についてですけれども、本資料の5ページなのですが、先ほどの再評価時、平成11年度のこの結果は、やり方が変わっていてよくわからないということだったのですが、ぱっと見て、このままでは危ないなと思うのが、建設費が49億6千万

円と。それを現在価値換算したら2億3千万円となっているのですね。これ、かなり割り引かないとこうならないので、ここは再チェックした方がいいのかなと思いますね。もし資料がわからない場合には、もうわからないというふうに書いた方が、まだ正確なのかなと思います。

林山部会長 それは、ちょっと知恵を絞っていただいて。

他いかがでしょうか。

それでは、ここについては今のご指摘があった5ページの表について、この平成11年の再評価の結果なのですが、さかのぼれるものだったらさかのぼっていただきたいのですが、それが不可能でかなり不確実だというのであれば、表現を変えていただくなり、横棒を入れるなりしていただいた方がいいかなと思います。

それでは、この津谷川総合流域防災事業につきまして、事業継続という方向でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

はい、ありがとうございます。

続きましては、事業番号9の真野川について、よろしく願いいたします。

河川課 続きまして、事業番号9番真野川(上流)総合流域防災事業についてでございます。

事業目的といたしましては、真野川上流地区は堤防が低く、流下能力が低いということで、洪水時での越水等によりまして浸水被害が発生しているといった状況でございます。この解消を目的に事業を進めているということで、こちら平成元年から着手いたしております。

事業内容、事業費につきましては、当初と現在の時点で変更ございません。

次の2ページをご覧いただきたいと思います。

こちらにつきましても、事業期間ということで変更なしと、こちら前回から変更なしといった内容となっております。

続きまして、3ページをご覧いただきたいと思います。

現在の進捗状況、今後の見込みということで、真野川のこちらの支川等ございまして、まず日向川につきましては、平成17年までに上流部、それから一部を除きまして概成しているといったことで、現在やせて必要な幅がないといった堤防でございますけれども、そういった状況で出水時に漏水等発生しているということで、現在真野川の築堤をハイウォーターレベルまでの高さで進めているといった状況となっております。その真野川のハイウォーター堤の施工、それから日向川の概成を待ちまして、その後真野川上流及び支川の水沼川、高木川に着手する予定といったことで考えてございます。

それから、下の方の社会情勢ということで、こちら平成14年7月の被害、それから平成3年、平成6年、それぞれ被害といったものが発生してございます。こちらにつきましても地元からの要望等が出されている状況となっております。

続きまして、4ページでございます。効果の発現、事業効果ということで、こちら真野川につきましては、平成30年度の整備目標ということで、平成30年度の治水安全度43分の1といったことでの整備を進めるといった内容となっております。



それから、下の方にまいりまして、代替案との比較ということで、こちらにつきましても現河道の河川改修ということで、特にほかに代替案ということでは考えられないという状況でございます。

それから、こちらにつきましても、ほ場整備との事業調整ということで、用排水施設の統合、撤去といったことで、こちら共同で行うことでコスト縮減を図っているといった状況となっております。

それから、5ページの費用対効果でございます。こちらにつきましてもは再々評価時の平成16年度、前回2.868といった数字でございました。それから、今回平成21年度時点で1.721といった内容となっております。こちらにつきましてもは、浸水区域等の内容の違いということは特にございませんでしたので、算出根拠の経年の変化による違いといったことになってございます。ただ、違いの要因というところについては、表現をこちらでも修正したいと思っております。

残事業B/Cでございます。資料1の4ページをご覧いただきたいと思っております。真野川につきましても、残事業に係る便益ということで、こちら全体の便益Bと同額ということで計上してございます。ということで、残事業に係るB/Cということで6.099という数字となっております。以上でございます。

林山部会長 はい、ありがとうございます。  
それでは、ご質問、ご意見承りたいと思っております。いかがでしょうか。

風間委員 ちょっと専門用語が多過ぎないかなと思っております。ハイウォーターレベル堤と言っても、一般の方はもちろん、この委員の人は何人聞いてわかっているのかなという気がしますし、公開されるのであれば、もう少し注釈を付けるなり気を付けた方がいいかなと思われました。

林山部会長 専門用語について、脚注なりを入れていただくように。  
他いかがでしょうか。  
これ、さっきご説明したとき申し上げましたが、平成16年は再々評価なのか。今やっているのは再々評価で、この表の中の平成16年も再々評価、再々評価が2回目ということですか、これは。

河川課 再々評価です。16年の前の11年度にも評価を受けておりますので、16年度時点でも再々評価ということですか。

林山部会長 そのときは再評価で、それは載せないのですか。要するにフォーマットが決まっていて、今我々が担当している再々評価の表が一番右の列に来ていて、その真ん中は前回ですね。前々回があるのなら、それはそれで情報としてはあるような気もするのですけれども、そういうものなのですか。これはむしろフォーマットの問題かと思えますけれども。

行政評価室 すみません、事務局の永澤です。基本的には、評価室としては事業着手時から再評価、再々評価の全部の場合ですべての評価時点の情報は取り込むということにしているのですが、ただ河川事業にかかわらず、他の事業もかなり事業期間が

長いものですから、様式のスペースの都合もございましたし、あと河川事業の中での他の事業との横の並びというのも考えまして、実は直近の二つの評価を記載するというふうに内々に調整して掲載してございます。ただ、情報がございませぬので、入れ込もうと思えば、この欄に再評価として平成11年を入れ込むことは可能です。

林山部会長 情報としてあるのだったら、僕は入れ込むべきだと思いますけれども、先ほどの事業番号8で、平成11年の評価が何か危なっかしいということもあるので、ちょっと調べておいていただいて、載せるかどうかは事務局に一任いたしますので、確認だけしておいていただきたいと思います。

他いかがでしょうか。はい、よろしく申し上げます。

富樫委員 43年確率というのはあまり聞き慣れないのですけれども、ちょっと教えていただければと思います。

河川課 すみません、正確なところはもう1回確認しなければいけませんけれども、河川改修の安全度というのは、先ほど来20分の1とか50分の1等ございますが、要は氾濫原における資産の状況、それから他の河川等のバランスを見ながら、この河川改修においては何年に1回の雨まで対応できるようにしましょうと。それが50年に1回ですと50分の1という表現なのですが、そういうような形で計画します。

一方、この真野川につきましては、今上流部分を実施しているのですが、その下流部は既に完了してございます。その計画を踏襲して上流の方を実施していくわけなのですが、かなり古い時期の計画ですと、大きな被害を受けたときの実績の雨、例えば164mmというのが1日当たり降ったときに大きな被害があったと。これの再度災害を防止しようということで計画して、それを後に確率処理をしたら43分の1であったということで、私の記憶ではそういう整理だったと思います。なお、再度確認してみたいと思います。

林山部会長 では、それは確認していただくことになろうかと思えます。

他いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この事業9の真野川総合流域防災事業につきましては、事業継続妥当ということで処理したいと思えますが、いかがでしょうか。

(「はい」の声あり)

はい、ありがとうございました。

それでは、事業10の洞堀川総合流域防災事業について、ご説明申し上げます。

河川課 続きまして、事業番号10番洞堀川総合流域防災事業でございます。こちらにつきましては、やはり洪水時に越水といったことで浸水被害等が発生してございます。過去に区画整理事業とあわせて、改修等を1回実施してございます。ということで、洞堀川につきましては、計画が30分の1に対しまして、一度5分の1の安全度で改修が終わったという状況になってございます。

事業内容でございます。こちら変更なし、事業費につきましても変更なしといった状況でございます。

次の2ページの方にまいりまして、事業期間でございます。こちら土木行政推進計画の見直しということで、事業完了年度を17年延長いたしまして、平成40年度ということにいたしております。こちらにつきましては、過去に平成8年から平成13年までの5カ年を休止、それから平成18年から現在まで休止といった状況となつてございまして、17年の延長というふうに設定してございます。そういった内容で、事業停滞年数が10年ということで、指標の1の方でイエローマークということになってございます。

それから、3ページでございます。

先ほどお話し申し上げました暫定断面での概成といったことで、今後の見込みについて洞堀川につきましては、国土交通省が直接管理いたします吉田川の支川になっておりまして、現在吉田川の方の改修待ちということで、平成29年度から再開予定ということで現在考えております。吉田川の方の改修が終わらないうちに、それ以上の水が流れるといった改修を行いますと、吉田川の方で今度被害が起きるとということで、こういった内容ということになってございます。

それから、下の社会経済情勢ということで、過去にやはり昭和61年の被害、それから平成10年、平成11年等浸水被害が出ているということで、やはり地元からの要望というものが出されているといった状況となっております。

続きまして、4ページでございます。想定される事業効果ということで、30分の1の治水安全度の確保ということで、平成40年の完了時点でこちらが確保されるといった状況でございます。

それから、コスト縮減につきましても、こちらも同様に、過去に掘削残土を土地区画整理事業ということでの有効利用ということで、コスト縮減が図られたという状況となっております。

それから、5ページ、費用対効果ということで、こちら前回平成16年度の時点で15.521という数字でございました。今回、6.417ということで、こちらのそれぞれの算出の基礎となる部分の経年による変化ということでの違いといったことになってございます。こちらもこの違いの要因という部分、コメントを修正させていただきますと思います。

それで、残事業のB/Cでございます。資料1の5ページをご覧くださいと思います。こちらにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、一度事業区間全区間におきまして、治水安全度5分の1で概成しているということで、残事業の便益につきましては、先ほどの全体の便益の内輪の数字ということになってございまして、94億7千2百万円といった数字でございます。残事業といたしましては7億2千2百万円ということで、残事業のB/Cが13.119という数字となっております。以上でございます。

林山部会長 はい、どうもありがとうございました。

それでは、ご質問、ご意見等、お願いいたします。

いかがでしょうか。よろしいですか。

今日ご説明の河川改修について、特に防災事業関連で、先ほど富樫委員がご指摘された真野川だけが43という数字が出ていて、他の事業は実績がないということですか、逆に言うと。

河川課 当然被害があって、そのときの実績降雨がございます。ただ、最近の計画論上は、その実績降雨をある程度包括する形で、それより少し上回るようなところ、治山等の問題、それから実績の雨を計画論上クリアするような形で計画を立てますので、一般的には都市部等では50分の1、それから都市部以外のところにおきましてはもう少しランクの下がった20分の1とか30分の1とか、こういうような安全度を計画の目標ということで、県内の河川ごとのバランスをとりながら、治水安全度の設定をしています。

林山部会長 洞堀川は30分の1で十分ケアできるという考え方ですね、そういった意味でいうと。

河川課 この川につきましては、下流の吉田川という川に合流して、その吉田川そのものは100年に1回、受け皿としてですね、破堤しないようなのが長期計画になってございます。この洞堀川は市街地を流れるわけでございますが、川そのものが地盤から少し掘り下げた形で整備していますので、30分の1の安全度を確保できれば、その地域においては一定程度の安全度が確保できるのではないかとということで30分の1を計画規模としてございます。

風間委員 今の話でいいのですかというのがちょっと疑問なんです。納得はするのですけれども、そもそもB/Cを決めるときに、全部治水レベルを一定にして計算しないと、要は重要度が高いと説明するとき、同じ治水レベルにして、その効果が高いという話になるのではないかと思うのですけれども。

多分これは、そもそもの理解は、30分の1とか43分の1とか出ているというのは、下流の国土交通省がやっているものと連結する場合の設計上の話なのかなど思っていたのですけれども、そうではないって、今の話だと。なので、もしフェアに考えるのであれば、全部30分の1で計算して、B/Cで表記するべきだと思うのですけれども、どうですかね。

河川課 まず、水系ごとの大きなところですね。国が管理する基準となるものにつきましては、基本的にそれも各水系ごとで最終的に守るべき資産が大きいところと、若干そうでないところで安全度が違ってきます。県内におきましては、鳴瀬川につきましては100年に1回の洪水に対応できるような形を将来目標として設定しているわけです。名取川につきましては、150年に1回の雨にも対応できるような形を将来計画として持っているところでございます。

県の管理河川は、その上流部に位置しているわけでございます。いわゆる1級水系の国の方の部分につきましては、いったん破堤等をしますと、例えば阿武隈でも大きな被害、岩沼とかで大きな被害がございます。そういう観点から、高い安全度を有するよう一般的に設定しています。

一方、県の管理河川というのは、その直轄の河川に合流している河川でございます。その上流部にありますので、上流と下流が同じ規模になりますと、下流において万が一の場合には破堤の可能性があるということで、一般に下流は受け皿として、これだけの安全度を確保しますという中で、上流部については、その下流部の受け皿の安全度を見ながら計画規模を設定するという形をとっています。

風間委員　だから、要は何トン流せるという話が下流から決まってくるので、ここは30分の1、50分の1と決まってくるという話ですね、今の話だと。だから、まあいいのかな。

林山部会長　他いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、事業番号10番、洞堀川総合流域防災事業につきましては、いくつか理由等が追加されるということでしたので、事業継続妥当という判断にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「はい」の声あり）

はい、どうもありがとうございます。これにつきましても、再評価の資料がもしあれば、ページ後に付け加えていただくことを検討していただきたいと思いません。

それでは次、事業番号11の侵食対策事業の大曲海岸についてお願いいたします。

河川課　それでは、事業番号11番、侵食対策事業大曲海岸ということで、今度は海岸事業でございます。

当海岸は、石巻港の西側に位置しており、資料1の6ページをご覧くださいと思います。

こちら、右手側の方が石巻港ということになってございます。それで、左側の方が鳴瀬川の河口ということで、この間におきましての事業ということでございます。石巻港に連続しまして、右手の方には矢本海浜緑地公園、それから北上運河、航空自衛隊の松島基地といったものがあるといった状況のところとなっております。

それでは、評価調書の1ページの方に戻らせていただきます。

事業内容といたしましては、今回事業内容を若干変更ということで考えてございます。その内容といたしましては、侵食の進行による養浜必要断面の拡大及び養浜材として使用する採取砂の採取可能粒径の見直しによる変更ということで、このままでは何のことだかよくわからないので、簡単に説明させていただきます。先ほどの資料1の6ページの写真をご覧いただきたいのですが、こちらの方でこの海の流れといいますか、これが右側から左側の方に海流が動いているといった状況になってございます。それに対しまして、その流れによりまして砂が移動するというので、現在石巻港の右手側の方に防波堤等ができたことによりまして、この海岸の砂が侵食されているといった状況になってございます。

そのために、この侵食対策事業ということで、ヘッドランドというものを設置します。ヘッドランドというものは、評価調書の9ページをご覧くださいなのですが、下が石巻港の方になってございます。こちらに大体100m程度なのですが、グレーのちょっとぼつぼつとあるもの、こちらを海側の方に、海岸からほぼ直角方向に設置します。これは大きな石を積んだ形のものになっております。

その他に事業の内容といたしましては、1ページの方に戻っていただきまして、消波工ということで、こちら外洋に面していますので、その波を消すため、波の

勢いを弱めるといったための消波工，こちら大きな海によくありますブロックを並べるものといったことになってございます。その他に流されました砂を補充するというので，養浜工と言っておりますけれども，こちらが事業内容として計上されております。その養浜工の砂の量が，事業を進めながら調査しましたところ，ちょっと砂の侵食が激しいといったところがございます，そこに置く砂の量，必要断面という言い方をしているのですけれども，それがちょっと増えたということ。

それから，あとは採取砂の可能粒径ということで，こちら先ほどの写真の左側，鳴瀬川の方に砂がたまるような状況になっておりますので，そちらの砂を持ってきまして，石巻港側の方に砂を置くといったことになってございます。砂の粒径，1粒当たり砂の大きさ等を勘案したところ，養浜工といたしまして，砂の量が約7万m<sup>3</sup>増えるということで，その変更について，今回行うといったことでございます。

それで，事業費でございますけれども，前回の平成16年度時点で約72億円ほどございましたが，今回約39億円ということで，こちら養浜工がふえているのですけれども，事業費といたしましてはかなり減額になっているということで，こちら先ほどお話し申し上げましたヘッドランド工，こちらが当初150mほど海の方に出る予定だったものが，調査等によりまして現在100mで済むということで，こちらの方にかかる金額が大きいということで，72億円ほどが今回39億円ほどに減額ということになっております。そういったことが内容と事業費の変更についての概要となっております。

2ページの方をご覧くださいと思います。

事業期間といたしましては，前回と同様に平成27年度までということで考えてございます。

次に，3ページでございます。

平成20年度の末におきましてヘッドランド，消波堤，消波工といったものが完成しておりますので，今後この養浜工の増額分の事業実施といったことで考えてございます。

それから，下の社会情勢等でございます。こちらにつきましても過去に平成2年，その他昭和63年，元年，9年，10年，あと14年といったことで被害を受けている状況となっております。

それで，一番下のその他ということで，先ほどご説明申し上げました内容についてでございます。まず，年間侵食速度ということで，岸沖方向，これは海岸から直角に海方向でございますけれども，当初の事業実施前が年間1.3mほどの侵食といったものが，現在約0.6m程度ということで効果が発揮されているといったことでございます。

それから，あとは汀線の後退ということで，事業着手時と比較いたしまして50mほど後退したということがございまして，これに関連いたしまして，先ほどの消波工といったものが設置されているといった状況となっております。

それでは，4ページの方をご覧くださいと思います。

事業効果といたしましては，事業完了によりまして砂浜の消失防止が図れると。それから，30年確率によります越波といったものの防護ができるといったことで，矢本海浜緑地公園等，その他の資産の被害防止が図られるといったものでござい

ます。

それから、下の方にまいりまして、代替案といたしましては、今回の内容ということで、調査しながら対策を進めておりまして、他に代替案はないと考えております。

それから、コスト縮減ということで、こちら先ほど説明申し上げましたヘッドランドの延長が変更になったということで、コスト縮減が図られております。

それでは、5ページのB/Cでございます。前回、平成16年度におきましては、B/Cが5.948、今回は5.632といった内容となっております。それで、海岸の場合のB、事業効果の内容でございますけれども、こちらにおきましては、こちらの2の方でございますけれども、浸水防護便益というもので、こちらは波浪によりまして浸水が起きるということで、それによります一般資産、農作物、公共土木等への被害額といったものを算出します。それからもう1点が、侵食防護便益ということで、こちらは海岸線が侵食されたということで、その侵食された部分にかかります土地とか、恒久的な施設であります家屋等の資産を評価して被害額とするといった内容となっております。

前回のB/Cと今回の違いということで、建設費が減額になっております。それから維持養浜費を加えたということで維持管理費が増額になっております。それから、基準の改定に伴う変更といったこととなっております。

それで、残事業B/Cでございます。こちらにつきましては、資料1の6ページでございます。残事業費につきましては14億2千6百万円、それに対しまして便益が148億8千5百万円ということで、残事業のB/Cといたしましては10.44という数字となっております。

それから、調書の6ページの方に戻っていただきまして、こちら前回の評価時の意見、それから結果といったところでございます。まず、意見といたしましてはなしということで、今後の事業実施に当たっての意見ということで、海岸侵食は砂防事業などによる流出土砂量の減少、防波堤などの海岸構造物による砂の流れの変化を要因とする場合があるということで、事業計画に当たっては、土砂収支の検討を行うことといった意見が出されておりました。

それに対しましての方針ということで、沿岸域総合管理研究会からの国への提言ということで、平成15年に出されておりますが、こちらを踏まえまして、国の動向を見ながら対処したいといった方針といたしておりました。

現在の対応状況ということで、平成16年に仙台湾沿岸海岸保全基本計画というものを策定しております。その中で、サンドバイパス、サンドリサイクル工法の導入といったことによる砂浜の適切な管理、それから隣接海岸、河川と連携した漂砂系一貫の土砂管理について、関係機関との連携による体制づくりの推進を図るとしております。

なお、大曲海岸におきましては、継続的なモニタリングを実施しているということと、それからサンドリサイクルとして、漂砂下手側に位置する海岸からの養浜砂を採取しているということで、説明は下の方に書いてございますけれども、先ほどお話しいたしました鳴瀬川の方にたまりました砂を上流側の方に持ってきて、養浜材として使うといった内容となっております。そういったことを現在実施しているということで、今後の事業内容といたしまして、養浜を行うといったこととさせていただきます。以上でございます。

林山部会長 はい、どうもありがとうございました。  
それでは、ご意見、ご質問等お願いいたします。

富樫委員 直接的ではないのですけれども、先ほど資料1の6ページの方で、潮流が右から左、石巻側から流れてくるという話でしたけれども、石巻側の方で大規模な埋め立てをやりましたよね。その影響があるようにも思うのですけれども。この侵食と、それから上流側にかなりの距離の埋め立てと、それから先ほどヘッドランドを100メートル、150メートル云々という話がありましたけれども、それよりもかなり長い形で埋立工事が施工されているはずなのですから、その辺の関係をもしわかりましたら教えていただきたいと思います。

河川課 すみません、河川課で海岸事業を担当しています藤澤と申します。  
確かに大曲海岸につきましては、そもそも砂の供給源が旧北上川でございました。その後、港湾の埋立なり防波堤ができて、現在は遮断されている状況です。ですから、この大曲海岸については来る砂がないので、砂をまかないと砂浜が回復しないという状況です。

富樫委員 マイナス要因とすれば、砂の供給がない。それともう一つ、プラス要因とすると、潮流が変化しているのではなからうかと。つまり、海岸まで潮流が届かないのではないかという気持ちもするのですけれども、実測していないのでわかりませんけれども、その辺のこと、もしわかりましたら。

河川課 もともと港湾の施設がないときの昔からの漂砂の方向は、東側から西側、今石巻から鳴瀬川の方に向かっているのは間違いございません。それで、昔の資料とかを見ても、末端の奥松島側はどんどん堆積している状況、これも江戸時代からの記録等があるのですが、どんどん前に出ている状況ですので、港湾ができたからといって方向が変わったとかというのはございません。漂砂の方向ですね。

林山部会長 よろしいですか。他いかがでしょうか。  
それでは、事業番号11、侵食対策事業大曲海岸につきまして、事業継続妥当という判断といたしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。  
(「はい」の声あり)  
はい、どうもありがとうございました。

行政評価室 部会長、先ほどの真野川の43分の1洪水確率の件、河川課で確認がとれたそうで、今お話ししておいた方がいいですか。

林山部会長 いや、別にいいですよ。きちんと書き込んでくれれば。他と比較できるように、なぜある意味中途半端な数字が出ているかというのを評価書に書くべきだということだけ守っていただければ結構です。

それでは、議事(1)の6事業につきましては、基本的に幾つかの修正、追加説明、今の43分の1を含めて追加説明していただくということで、事業継続とい



う判断をさせていただきます。

では、20分まで休憩しましょうか。

林山部会長 それでは、皆さんおそろいですので、定刻より若干早いですけれども、部会を再開させていただきたいと思います。

議事次第の(2)の平成21年度公共事業再評価対象事業の報告について、これは冒頭ご説明いたしましたけれども、前回の第3回部会で事業番号4、あるいは事業番号13につきまして追加報告をお願いいたしておりますので、順次説明をお願いしたいと思います。

ポイントをかいつまんでご説明いただければ結構ですので、まず事業番号4の松崎道路改良事業からよろしくをお願いします。

道 路 課 それでは、道路課技術補佐の丹治と申します。私の方から説明をいたします。

松崎道路改良事業に関しまして、前回の部会で「残事業B/C算定における便益が事業全体の便益よりも大きくなるのはいかがなものか、むしろ内輪になるのが普通ではないのか」とのご指摘をいただきました。その理由につきましては、前回もご説明いたしましたが、全体延長1,940mのうち、平成18年度に部分供用いたしました450m区間につきましては、その先が未改良となっており、ネック区間となっております。また他の道路に連絡するものでもないため、部分供用により他より流入する交通量が見込めないと予想されます。すなわち、便益が発生しないということなのです。

事業全体のB/Cにつきましては、部分供用の翌年の平成19年から平成68年までの50年間の総便益を算定しておりますが、暫定供用区間の便益効果が無いことから、全線が供用開始する平成24年までの最初の6年間は便益が発生しないことになっております。このため、残事業B/Cの便益が全体B/Cの便益よりも大きくなったというものでございました。

したがって、部分供用したとはいっても、新たに変換する交通量が見込めないのであれば、供用したことにはならないのではないかとといった前回の部会でいただいたご意見のとおり、事業全体のB/C算定における便益につきましては、全線開通の翌年の平成25年から平成74年までの50年間の総便益に見直すのが妥当と判断いたしまして、今回便益発生年次を訂正させていただいたものでございます。

本日、訂正箇所に関わるページを配付させていただきましたけれども、結果といたしまして、事業全体と残事業の便益につきましては同様の値となりました。また、費用便益比、B/Cにつきましては、前回提案いたしました1.0から、1.1に0.1ポイント上昇するということになりました。私からの追加説明は以上でございます。

林山部会長 はい、ありがとうございました。

いかがでしょうか。前回の指摘のとおり修正されたということかと思いますが、河野委員、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

これについて、よろしいでしょうか。今回は事業継続妥当ということなのです。

が、計算をもう1回、考え方を整理してくれということで今のご報告をいただいたわけです。それでは、これは事業継続という結論は変わりませんが、この資料で最終的な資料をつくっていただきたいと思えます。

続きまして、事業番号13番、大沢川火山砂防事業について、追加説明をお願いします。

防災砂防課 防災砂防課の平間でございます。

第3回目の事業評価部会では、5ページの事業の効率性について、総便益が現在価値より小さかったのは記載ミスではないかと、計算違いではないかというご指摘を受けました。

これにつきましては、資料3の2ページをご覧ください。一つ目については、再評価調書5ページの事業の効率性に係る記述について、人命被害単価を1人当たり22万6千円と記載していた部分につきましては、1人当たり2億2千6百万円の記載ミスでございます。円ではなくて千円という形で、これについては記載ミスでございます。

二つ目に、現在価値化前の総便益についてということですが、事業着手時の14億3千5百万円の数字については41億1千9百万円、事業再評価時の15億3千3百万円の数字は、44億2千9百万円の間違いでございます。参考とする数値に錯誤があったため、訂正させていただきます。数値が大きく違っているのは、本来は現在価値化前の各年の年発生平均便益の総計を、総便益のところに記載すべきものを、50分の1、すなわち50年確率の被害額を誤って記載したものでございます。説明は以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

林山部会長 はい、ありがとうございました。  
これは記載ミスだったということでよろしいですね。

防災砂防課 はい、そうです。

林山部会長 いかがでしょうか。このご指摘も河野先生だったかと思えますけれども。  
(「はい、結構です」の声あり)  
はい。それでは、確認ですが、今の大沢川火山砂防事業と松崎道路改良事業は改めて事業継続ということで結論づけたいと思えます。よろしいでしょうか。  
(「はい」の声あり)  
はい、どうもありがとうございました。  
それでは、最後の議題になりますが、(3)現地調査について、事務局からご説明をお願いいたします。

行政評価室長 行政評価室の鹿野でございます。  
それでは、公共事業評価部会現地調査の実施につきまして、ご説明いたします。  
資料4をご覧ください。

今年度におきまして、現地調査の実施の有無及び実施する場合の調査箇所の設定につきましては、後ほど委員の皆様のご意向を確認させていただくところでございますが、その前に現地調査の概要につきまして説明申し上げます。

この調査の目的でございますが、公共事業再評価対象事業の事業目的や、その事業内容、さらには進捗の状況、地理的条件等について、現地に赴くことにより、委員の皆様十分に把握していただくことを目的としております。

調査対象事業でございますが、基本的には詳細審議に選定された事業を中心に、おおむね3事業程度を選定し実施することとしているところでございます。

実施予定日時でございますが、先ほども部会長の方から話がありましたけれども、8月31日月曜日、時間は午前10時から午後5時ごろまでと予定しております。

現地までの移動につきましては、委員の皆様には県庁に集合していただき、事務局で手配しましたマイクロバスで一緒に移動していただくこととなります。

過去の実施状況を項目5の表に掲げておりますが、平成18年度は石巻地域の漁港整備の事業や林道の開設・整備の事業を、平成19年度には大崎地域の農業農村整備事業及び仙台地域の仙台港背後地の土地区画整理事業や沿岸部の漁港整備事業を、また平成20年度には仙南地域での流域下水道、道路改良、河川流域防災事業の各事業箇所の調査を実施したところでございます。調査箇所はおおむね3事業としているところではございますが、各年度とも調査箇所は4事業、4箇所となっております。

以上、現地調査の概要につきまして簡単に説明いたしました。調査箇所の選定につきましては、基本的に詳細審議選定事業を中心としているものではありません。例年、詳細審議の事業選定に関わらず、これまでの再評価の審議の過程で関心を持たれた事業、ぜひ現地で調査確認をしてみたいといった事業で、委員の皆様のご希望があった場合には、調査箇所として選定し、現地調査を実施してきたところでございます。

なお、事務局といたしましても、可能な限り対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくご検討をお願いいたします。

説明につきましては、以上でございます。

林山部会長 はい、ありがとうございます。

今事務局からご説明いただきましたけれども、現地調査を8月31日終日かけて実施するという予定ですが、まずこの現地調査を実施するか否かにつきまして皆様の意見を伺った後、場所の選定について、またご意見を伺いたいと思います。基本的にこれまでずっと現地調査をやってきたということで、やはりこの紙ベースだけの審議というのはいかがなものかというご意見もあろうかと思いますが、基本的には実施する方向で検討したいと思いますが、皆さん、いかがでしょうか。その方向でよろしいでしょうか。

基本的に8月31日に実施するというので場所を選定するのですが、位置図をご覧ください。地図が1枚紙で入っていると思いますので。これは公共事業再評価の対象事業、1から20までの20事業の中からということなのですが、今回は詳細審議選定事業というのではなくて、概略審議ということなのですが、今後の審議を進める上で現地調査をするということになりましたので、各委員の皆様から、具体的に事業、ここがいいとか、事業種類、河川がいいとか意見をいただきたいと思います。現在岡山でも土砂災害があったということで、砂防事業というものも非常に重要な観点かと思いますが、1日ですので、これを全部回るということは不可能でして、その場所によってはいくつか1日で回り切れる範囲に変更させてい

ただくことがあるかと思いますが，できる限り皆様のご意見を反映させていただきたいと思いますので，ご自由にどこからでも，まずここは見ておいた方がいいのではないかと思いますものがありましたら，ご発言いただければありがたいのですけれども。

順番にご発言いただけますか。では，風間委員から順番に。

風間委員 31日，私は予定が入っているので，参加できないので，皆さんすみません。

林山部会長 それでは，伊藤委員もどこか。

伊藤委員 済みません，私も31日予定が入っています。

林山部会長 副部会長はいかがですか。

橋本副部会長 どれも興味と言えはるのだけれども，申し訳ありません，どれかと言われますと，ちょっと見当が付きませんので，一任したいと思います。

林山部会長 河野委員は。

河野委員 私も現在，どれだと言われても。

林山部会長 富樫委員，いかがですか。

富樫委員 私もまだちょっと決めかねています。

林山部会長 宮原委員は。

宮原委員 31日ちょっと都合が悪くて。

林山部会長 そうですか。両角委員，いかがですか。

両角委員 私も言いづらいのですけれども，ちょっと用事が入って。

林山部会長 ということは，31日，体が空いていらっしゃる方は4名ですか。実施した方がいいと思うのですけれども，私が気になるのは，部会として行くのであれば，成立要件を満たしていなかったら，勝手に行ったという話になってしまうのですよね。

行政評価室 あと，もう一つの選択肢としては，日程を再度調整するという手法もございしますが，ただ9月は事務局の都合になってしまうのですけれども，いろいろ行事が立て込んでございまして，日程調整すると，また再度仕切り直しになってしまうのですけれども，もし実施するご意向であれば，現地調査を，詳細審議が選ばれなかった以上，審議という事項には該当いたしませんので，あくまでも参考まで

に現地を確認していただくと。そういう意向であれば、例えば出席いただける委員の皆様が5名であっても、例えば極端な話、4名の場合でも対応可能なのですが。

林山部会長 定足数は関係なくできるということですか。

行政評価室 そういう状況になっております。

林山部会長 はい、わかりました。

行政評価室 委員の皆様も、現地にぜひ行きたいというご意向ですので、日程を、また仕切り直して設定させていただいても。本日、場所、事業といったご意向をご確認して、またその日程については、再度ご相談ということも可能なのですけれども。

林山部会長 特に皆さん、これというものが無いみたいなのですけれども、私は個人的には砂防は見たいなと思うのですけれども。

行政評価室 それでは、砂防事業ということはまず候補として挙がりましたので、砂防事業を候補として選定するというのと、あと日程については、早急に調整といたしますか、バスの手配等ございますので、ちょっと1日、2日猶予いただいて、また追ってご連絡差し上げるという方向にしたいのですが。

林山部会長 はい。それでは、あと手続とか調整は事務局にお任せいたします。

行政評価室 あと他に、もしこの辺の事業、もしくはこういった事業種について現地を確認したいというご意向がございましたら、お願いしたいのですが。

富 樫 委 員 私、あまり海岸事業を見たことがないので、もし可能であれば見させていただければと思います。

林山部会長 砂防と海岸で、その間に何か事業があればという1日で回り切れる範囲で計画していただければ。

それでは、事務局の方にはお手数ですが、コース及び日程調整をもう一度よろしく願いいたします。

それでは、事務局の方でお願いいたします。

司 会 委員の皆様、長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。

続いて、次第3のその他になりますが、今後の部会日程についてご連絡申し上げます。

ただいま担当の方から配付資料ということでお配りしておりましたが、概略審議の予備日といたしまして8月27日開催予定としておりましたが、審議の方が終了しておりますので、8月27日は部会を開催しないということでご了承をお願いしたいと思います。

あと、現地調査の日程につきましては、再度事務局の方からメール等でご連絡を差し上げまして、調整の方をさせていただきたいと思います。

次回の第5回の部会になりますが、10月23日金曜日に開催させていただきたいと思います。こちらの方で答申案等のご審議の方をお願いしたいと思います。

事務局からは以上でございますが、その他に何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして平成21年度第4回宮城県行政評価委員会公共事業評価部会を終了いたします。

本日はどうもありがとうございました。

宮城県行政評価委員会公共事業評価部会

議事録署名人 宮原育子 印

議事録署名人 両角和夫 印